

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 新たに生じた土地の確認(市町村振興課)

字の区域の新設等()

字の区域の変更()

保険医等の登録(保険課)

土地改良事業の工事の完了(農村整備課)

土地区画整理法による換地処分(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了()

都市計画事業の認可(下水道課)

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 公安告示 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく公開によ

る聴聞(生活安全企画課)

◇ 公 告 交通誘導警備に係る検定の実施()

◇ 正 誤 平成七年三月三十一日付鳥取県規則第二十三号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定に基づき、淀江町長から同町の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置(平成七年十二月一日現在の 地番による。)	新たに生じた土地の面積
大字今津字濱田二六七番二〇二二九二白地十海及び 二六七番一七の地先	四二八・九四平方メートル

鳥取県告示第五百八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による河原団地第一土地区画整理事業(第一工区)の施行地区の宅地の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（平成八年一月二十三日現在の地番による。）
大字長瀬字鮎ヶ丘	大字長瀬字町屋敷二三の一部 大字長瀬字土稗九四の一、九四の四、九五の二及びこれらと一体をなす国有地 大字長瀬字津登出一〇四の二、一〇五の一から一〇五の三まで、一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一、一〇七の二、一〇七の四、一〇八の二、一〇九の二、一一〇の三から一一〇の七まで、一一〇の九、一一一の一から一一一の三まで、一一一の五、一一一の六、一一四の四から一一四の七まで、一一五の一から一一五の三まで、一一五の五、一一六の一、一一六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
区域を変更する字の名称	同上の区域（平成八年一月二十三日現在の地番による。）
大字長瀬字町屋敷	大字長瀬字町屋敷二三の一部以外の区域
大字長瀬字土稗	大字長瀬字土稗のうち九四の一、九四の四、九五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長瀬字津登出	大字長瀬字津登出のうち一〇四の二、一〇五の一から一〇五の三まで、一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七の一、一〇七の二、一〇七の四、一〇八の二、一〇九の二、一一〇の三から一一〇の七まで、一一〇の九、一一一の一から一一一の三まで、一一一の五、一一一の六、一一四の四から一一四の七まで、一一五の一から一一五の三まで、一一五の五、一一六の一、一一六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字長瀬字島台	大字長瀬字島台のうち一一七の二、一一七の三、一一八、一一九の一、一一九の二、一二二の二から一二二の五まで、一二三の二、一二六の一の一部、一二六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一二三の一、一二四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
廃止する字の名称	大字長瀬字境
鳥取県告示第五百九号	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。 この字の区域の変更は、平成八年七月十九日からその効力を生ずる。 平成八年七月十九日
区域を変更する字の名称	同上の区域（平成七年十二月一日現在の地番による。）
大字今津字濱田	大字今津字濱田の全域
大字今津字濱田	大字今津字濱田二六七番二〇二二九二十白地十海及び二六七番一七の地先の公有水面埋立地
鳥取県告示第五百十号	健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。
鳥取県知事 西 尾 邑 次	

平成八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
小畑 哲哉	鳥医五三九〇号	平成八年六月十二日
浦川 賢	鳥医五三九一号	〃
白木 淳	鳥医五三九六号	平成八年七月三日
天羽 義夫	鳥薬九九〇号	平成八年六月十九日
安田 友美	鳥薬九九二号	平成八年七月三日
石川 敏克	鳥薬九九三号	〃

鳥取県告示第五百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第二項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
江府町	農村基盤総合整備事業三平地区区画整理	平成三年三月二十五日

鳥取県告示第五百一十二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第百三条第三項の規定に基づき、鳥取県住宅供給公社から河原団地第一土地区画整理事業（第一工区）施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項後段の規定により告示する。

平成八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百一十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月六日 鳥取県指令鳥土維第七百十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市賀露町字溝狭及び湖山町東三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市賀露町一三三二

株式会社ジューケン

代表取締役 石田 正美

鳥取県告示第五百一十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

赤碕町

二 都市計画事業の種類及び名称

赤碕都市計画下水道事業 赤碕町公共下水道

三 事業施行期間

平成八年七月十九日から平成十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

赤碕町大字籠津字屋敷西通及び字東清川の全域、字牧戸、字西牧戸、字西宮代、字下宮代、字東前田、字東濱、字西中濱、字小婦計、字屋敷東通、字往還ノ下屋敷、字九尺、字西清川、字砂田、字三反田、字二反田、字餘田、字西出口、字釵野及び字金屋畑の一部の区域、大字八幡字北古市場、字西古市場、字南古市場、字古市場、字海道ノ上、字屋敷、字西屋敷、字北中橋、字中橋及び字中橋ノ東の全域、字東濱、字三良兵衛山、字中橋ノ下、字念仏面、字山ノ下、字公文給、字三郎兵衛田、字孫屋敷、字土居ノ下、字屋敷田、字西ノ畑、字西小太郎垣、字小太郎垣、字東小太郎垣、字馬場ノ西、字中道ノ下及び字中橋ノ西の一部の区域並びに大字赤碕字柏谷海道ノ上、字柏谷海道ノ下、字澤山字西野、字西野海道ノ上、字柏谷大山道ノ下、字柏谷駄道ノ東、字狐塚、字狐塚野及び字狐塚ノ下の全域

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成八年七月二十九日から施行する。

平成八年七月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表中

岡山南支店

岡山市築港新町一丁目

を

岡山南支店

岡山市築港新町一丁目

大元支店

岡山市大元上町

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

平成八年第七回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年七月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一 日時 平成八年七月二十四日（水） 午前十一時

二 場所 鳥取県東町一丁目二二〇 鳥取県庁選挙管理委員会室

三 議題

1 平成八年新成人研修会の開催について

2 鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第四十一条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年七月十九日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

一 聴聞の期日及び場所

平成八年七月三十一日 午後三時

鳥取市東町二丁目二二〇 鳥取県公安委員会室

（鳥取県庁本庁舎七階）

二 被聴聞者の所在地及び名称

西伯郡岸本町大殿九四七―六

有限会社 秀福

代表取締役 成田 秀昭（と成 秀昭

公 告

警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条に規定する交通誘導警備に係る検定を次のとおり実施する。

平成8年7月19日

鳥取県公安委員会委員長 上 田 務

- 1 検定の種別及び級の区分
交通誘導警備 2級
- 2 実施期日
平成8年10月26日（土）午前8時30分から午後5時30分まで
- 3 実施場所
東伯郡大栄町大字・由良宿1300 鳥取県自動車運転免許試験場
- 4 検定試験の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 事故の発生時における応急措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 事故の発生時における応急措置に関すること。
- 5 受検資格者
次のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 県内に住所を有すること。
 - (2) 平成8年10月26日現在満18歳以上であること。
 - (3) 警備業（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第3条第1号から第5号までのいずれかにも該当しないこと。
 - (4) 警備員等の検定に関する規則第11条第1項の規定により、検定の合格を取り消された者にあつては、該当取消の日から起算して3年を経過していること。

正 誤

平成七年三月三十一日公布の鳥取県規則第二十三号（鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
十四	上	後ろから十一	「九百五十円」 「九百八十円」

- 6 検定申請の受付期間
平成8年9月2日（月）から同月30日（月）まで
- 7 検定申請書の提出先
申請者の住所地在管轄する警察署
なお、郵送による検定申請書の提出は受け付けない。
- 8 検定申請書の提出部数及び添付書類
検定申請書は正副2通とし、次の掲げる書類を添付すること。
 (1) 履歴書及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書の写し）
 (2) 法第3条第1号に掲げる者に該当しない旨の市町村長の証明書
 (3) 法第3条第5号に掲げる者に該当しない旨の医師の診断書
 (4) 法第3条第1号から第5号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面
 (5) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 9 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、21,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を検定申請書正本の下部欄外余白にはり付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 10 その他
 (1) 受検者は、筆記用具を持参すること。
 (2) この検定についての問い合わせは、各警察署または鳥取県警察本部生活安全企画課（電話0857-23-0111）にすること。